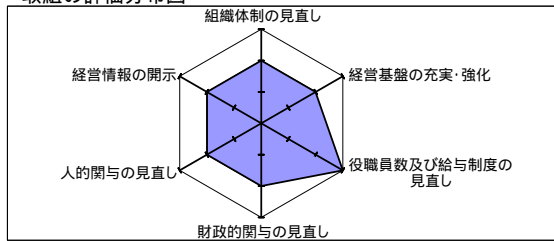


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財務的関与の見直し	ある程度達成している。
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	ある程度達成している。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価: ある程度達成している。】
 ・財団事業は、これまで実質的に県が主導して運営してきた。財団の事務局も県庁の廃棄物対策課内にあり、県職員が兼務して執行してきた。したがって、県財政が厳しいからといって県の関与を薄めるといった状況下にはない。なお、プロパー職員の資質向上については、今後も前向きに取り組む。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・常勤役員の設置については、現在の経営状態から直ちに設置することは困難であるが、今後の事業展開等を踏まえて、その設置を検討する。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ある程度達成している。】
 ・支出面でウエイトの高い燃料費削減については、運転管理の徹底とRPF燃料吹込み装置の活用により18年度は前年度比1.5%燃費効率を改善している。
 ・19年4月から産業廃棄物処理品目の追加(ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ)を行ったことから、計画処理量の確保に一層努力する。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・燃費効率の改善はほぼ限界になりつつあるため、ウエイトの高い施設修繕費等についても、修繕方法の改善や競争原理の導入により徹底したコスト削減に取り組んでいる。
 ・計画処理量を確保するため、中・南予の各市町に対し廃棄物の搬入依頼を行うとともに、東予地区の民間事業所の個別訪問を行っているところである。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している。】
 ・18年度末の理事改選時に、財団機能が高められるよう実態に即した人選を行い、19年度からは新体制としたところである。
 ・給与制度は県職員に準じた制度としており、県職員に準じた給与カットも実施している。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・上記のとおり対応済み

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】
 ・現在の補助金制度と貸付金制度は17年度の当初予算作成時に体系化したばかりであるため、県の財政的関与を見直す時期には無いが、今後は周辺環境の状況変化を睨みながら適宜計画の見直しを行う。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・今後も、県の財政的関与を継続しつつ、県、市町、財団が連携して、更なる経営改善に努め、可能な限り県の財政的支援の軽減に努める。

(2) 人的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】
 ・財団事業はこれまで実質的に県が主導して推進してきたことから、現在の厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、事業の共同経営者である市町に不安感や不信感を与えることとなるため好ましいことではない。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・東予事業所の所長については、その主な任務が、地元との良好な関係を築くことから経営改善を行うことへと移行しつつあるため、現在進めている経営改善の状況を踏まえて、できるだけ早い時期に、県OBに限定することなく、経営感覚に優れた人材を採用し、理事に加えることを検討する。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: ある程度達成している。】
 ・「財団法人愛媛県廃棄物処理センターの情報公開に関する要綱」を制定し、平成18年4月1日に施行している。
 【18年度2次評価に対する対応】
 ・財団独自のホームページ開設による情報発信については、廃棄物処理に関する情報提供や意識啓発にも寄与するものであるため、20年度開設に向けて、引き続き検討する。

4 総合的評価

当財団の焼却・溶融施設は平成12年1月から稼働しているが、厳しい経営状況が続いているため平成15年度に「経営安定化検討会」を設置し、各種改善策を打ち出すとともに県の包括外部監査を受けた。また、17年度から県の建設費償還金補助を受けるに際しては16年度に事業計画全体を見直し、当該事業計画に基づいて経営改善に努めているところである。
 ・法人としては、厳しい事業環境において、県、市町、財団が一体となって経営改善に取り組んでいるところであり、プラント全体の安全性に配慮しつつ、今後もあらゆる角度から事業全般を見つめ直して、コスト削減や計画処理量の確保など経営体質の強化を図り、経営の安定化に努めたい。
 ・所管課としては、財団をとりまく事業環境の変化等を睨みながら、財団の経営改善策の進捗状況を的確に把握し、事業計画の達成について引き続き指導・支援をしていくこととしている。